

○離島振興法新旧対照表

改正案	現行
<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っている離島について、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある状況を改善するとともに、離島の地理的及び自然的特性を生かした振興を図るため、地域における創意工夫を生かしつつ、その基礎条件の改善及び産業振興等に関する対策を樹立し、これに基づく事業を迅速かつ強力に実施する等離島の振興のための特別の措置を講ずることによつて、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図り、あわせて国民経済の発展及び国民の利益の増進に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、国土の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っている離島について、本土より隔絶せる特殊事情よりくる後進性を除去するための基礎条件の改善及び産業振興に関する対策を樹立し、これに基づく事業を迅速かつ強力に実施する等離島の振興のための特別の措置を講ずることによつて、その経済力の培養、島民の生活の安定及び福祉の向上を図り、あわせて国民経済の発展に寄与することを目的とする。</p>
<p>(離島振興基本方針)</p>	<p>(離島振興計画の作成)</p>
<p>第三条 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、離島振興対策実施地域の振興を図るため、離島振興基本方針を定めるものとする。</p>	<p>第三条 前条の規定により、離島振興対策実施地域の指定があつた場合においては、関係都道府県知事は、当該地域について離島振興計画を作成し、これを国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣に報告しなければならない。</p>
<p>2 離島振興基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 離島の振興の意義及び方向に関する事項</p> <p>一 本土と離島及び離島と離島並びに離島内の交通通信を確保するための航路、航空路、港湾、空港、道路等の交通施設及び通信施設の整備その他の必要な措置に関する基本的な事項</p> <p>二 農林水産業、商工業等の産業の振興及び資源開発を促進するための漁港、林道、農地、電力施設等の整備その他の必要な措置に関する基本的な事項</p> <p>四 生活環境の整備（廃棄物の減量その他その適正な処理を含む。以下同じ。）に関する基本的な事項</p> <p>五 医療の確保等に関する基本的な事項</p> <p>六 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する基本的な事項</p> <p>七 教育及び文化の振興に関する基本的な事項</p>	<p>2 前項の離島振興計画は、その地域について、国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）第七条の二第一項又は第十条第四項に基く総合開発計画がある場合には、これと調和したものでなければならない。</p>

- 八 観光の開発に関する基本的な事項
- 九 国内及び国外の地域との交流の促進に関する基本的な事項
- 十 水害、風害その他の災害を防止するために必要な国土保全施設等の整備に関する基本的な事項
- 十一 前各号に掲げるもののほか、離島の振興に関する基本的な事項

3 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、離島振興基本方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならない。

4 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、離島振興基本方針を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、離島振興基本方針の変更について準用する。

(離島振興計画)

第四条 第二条第一項の規定により離島振興対策実施地域の指定があつた場合においては、関係都道府県は、離島振興基本方針に基づき、当該地域について離島振興計画を定めなければならない。

2 離島振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 離島の振興の基本的方針に関する事項
- 二 本土と離島及び離島と離島並びに離島内の交通通信を確保するための航路、航空路、港湾、空港、道路等の交通施設及び通信施設の整備その他の必要な措置に関する事項
- 三 農林水産業、商工業等の産業の振興及び資源開発を促進するための漁港、林道、農地、電力施設等の整備その他の必要な措置に関する事項
- 四 生活環境の整備に関する事項
- 五 医療の確保等に関する事項
- 六 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項
- 七 教育及び文化の振興に関する事項
- 八 観光の開発に関する事項
- 九 国内及び国外の地域との交流の促進に関する事項

(離島振興計画の内容)

第四条 前条の離島振興計画は、次に掲げる事項を含むものとする。

- 一 離島の振興の基本的方針に関する事項
- 二 本土と離島及び離島と離島並びに離島内の交通通信を確保するための航路、航空路、港湾、空港、道路等の交通施設及び通信施設の整備その他の必要な措置に関する事項
- 三 農林水産業、商工業等の産業の振興及び資源開発を促進するための漁港、林道、農地、電力施設等の整備その他の必要な措置に関する事項
- 四 水害、風害その他の災害を防止するために必要な国土保全施設等の整備に関する事項
- 五 生活環境の整備に関する事項
- 六 医療の確保に関する事項
- 七 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項
- 八 教育及び文化の振興に関する事項
- 九 観光の開発に関する事項

十 水害、風害その他の災害を防除するために必要な国土保全施設等の整備に関する事項

十一 前各号に掲げるもののほか、離島の振興に関し必要な事項

3 離島振興計画は、その地域について、国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）第七条の二第二項又は第十条第四項に基づき国土総合開発計画がある場合には、これと調和したものでなければならない。

4 都道府県は、離島振興対策実施地域について離島振興計画を定めようとするときは、あらかじめ、その全部又は一部の区域が当該地域である市町村に対し、当該市町村に係る離島振興計画の案を作成し、当該都道府県に提出するよう求めなければならない。この場合において、一の離島振興対策実施地域が二以上の市町村の区域にわたるときは、当該市町村は、共同して、離島振興計画の案を作成し及び提出することができる。

5 前項の案の提出を受けた都道府県は、離島振興計画を定めるに当たっては、当該案の内容をできる限り反映させるよう努めるものとする。

6 都道府県は、離島振興計画を定めたときは、直ちに、これを国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣に提出するとともに、その内容を関係市町村に通知しなければならない。

7 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、前項の規定により離島振興計画の提出があつた場合においては、直ちに、その内容を関係行政機関の長に通知しなければならない。この場合において、関係行政機関の長は、当該離島振興計画についてその意見を国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣に申し出ることができる。

8 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、第六項の規定により提出された離島振興計画が離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対し、これを変更すべきことを求めることができる。

9 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、第六項の規定により提出された離島振興計画について前項の規定による措置を執る必

要がないと認めるときは、その旨を当該都道府県に通知しなければならない。

10 第四項から前項までの規定は、離島振興計画の変更について準用する。

(事業の実施)

第五条 離島振興計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

(経費の計上)

第六条 国は、離島振興計画の実施に要する経費については、毎年度国の財政の許す範囲内において、これを予算に計上しなければならない。

(国の負担又は補助の割合の特例等)

(離島振興計画の設定)

第五条 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、第二条第一項の規定による報告があつたときは、国土審議会の意見を聴いて、離島振興計画を定める。

2 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、前項の離島振興計画を定めたときは、これを関係都道府県知事に通知するものとする。

(事業計画の作成)

第六条 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、毎年度、前条第一項の離島振興計画の実施のために必要な事業計画を作成しなければならない。

2 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、前項の規定による事業計画を作成するとき、あらかじめ関係都道府県の意見を聴かなければならない。

(事業の実施)

第七条 前条第一項の事業計画に基づく事業は、この法律に定めるものの外、当該事業に関する法律（これに基づく命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

(経費の計上)

第八条 国は、第五条第一項の離島振興計画の実施に要する経費については、毎年度、国の財政の許す範囲内において、これを予算に計上しなければならない。

(国の負担又は補助の割合の特例等)

第七条 離島振興計画に基づく事業のうち別表に掲げるものに要する費用について国が負担し又は補助する割合は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表に掲げる割合とする。

2 前項の場合において、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十条に規定する普通交付税の交付を受けない地方公共団体については、別表で定める国庫の負担割合及び補助割合を減することができる。ただし、同表に掲げる法律に規定する国庫の負担割合又は補助割合を下ることはできない。

3 国は、第一項に規定する事業のほか、離島振興計画に基づく事業で政令で定めるものに要する経費については、地方公共団体その他の者に対して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。

4| (略)

5| 国は、政令の定めるところにより、離島振興計画に基づき次に掲げる事業を行う地方公共団体に対し、その事業に要する費用の十分の五・五を補助する。

一・二 (略)

6| 国は、離島振興計画に基づき簡易水道の用に供する水道施設の新設又は増設をする地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、その新設又は増設に要する費用の二分の一以内を補助することができる。

第九条 第五条第一項の離島振興計画の事業に要する費用について国が負担し又は補助する割合は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十二条第一項及び第二項、同法第四十三条第一号から第三号まで、同法第五十二条第二項第一号、第二号、第五号及び第六号、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第二十条第一項及び第三項、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第五十六条、空港整備法（昭和三十二年法律第八十号）第六条第一項、同法第八条第一項及び第四項、同法第九条第一項及び第三項、義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和三十二年法律第八十一号）第三条第一項、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十二条並びに消防施設強化促進法（昭和二十八年法律第八十七号）第四条第一項の規定（これらの法律に基づく命令の規定を含む）にかかわらず、別表のとおりとする。

2 前項の場合において、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十条に規定する普通交付税の交付を受けない地方公共団体については、別表で定める国庫の負担割合及び補助割合を減することができる。ただし、同項に掲げる法律に規定する国庫の負担割合又は補助割合を下ることはできない。

4| 3| (略)

4| 国は、政令の定めるところにより、第五条第一項の離島振興計画に基づき次に掲げる事業を行う地方公共団体に対し、その事業に要する費用の十分の五・五を補助する。

一・二 (略)

5| 国は、第五条第一項の離島振興計画に基づき簡易水道の用に供する水道施設の新設又は増設をする地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、その新設又は増設に要する費用の二分の一以内を補助することができる。

71 (略)

(地方債についての配慮)

第八条 地方公共団体が離島振興計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(資金の確保等)

第九条 国及び地方公共団体は、離島振興計画の達成に資すると認められる事業を営む者に対し、必要な資金の確保その他の援助に努めなければならない。

(医療の確保等)

第十条 都道府県は、離島振興対策実施地域における医療を確保するため、離島振興計画に基づいて、無医地区に関し次に掲げる事業を実施しなければならない。

一〜四 (略)

五 医療機関の協力体制（救急医療用の機器を装備したヘリコプター等により患者を輸送し、かつ、患者の輸送中に医療を行う体制を含む。以下同じ。）の整備

六 (略)

2 都道府県は、前項に規定する事業を実施する場合において特に必要があると認めるときは、病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、次に掲げる事業につき、協力を要請することができる。

一・二 (略)

3 国及び都道府県は、離島振興対策実施地域内の無医地区における診療に従事する医師若しくは歯科医師又はこれを補助する看護師（以下「医師等」という。）の確保その他当該無医地区における医療の確保（当該診療に従事する医師又は歯科医師を派遣する病院に対

61 (略)

(地方債についての配慮)

第十条 地方公共団体が第五条第一項の離島振興計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

(資金の確保等)

第十一条 国及び地方公共団体は、第五条第一項の離島振興計画の達成に資すると認められる事業を営む者に対し、必要な資金の確保その他の援助に努めなければならない。

(医療の確保)

第十二条 都道府県知事は、離島振興対策実施地域における医療を確保するため、第五条第一項の離島振興計画に基づいて、無医地区に関し次に掲げる事業を実施しなければならない。

一〜四 (略)

五 医療機関の協力体制の整備

六 (略)

2 都道府県知事は、前項に規定する事業を実施する場合において特に必要があると認めるときは、病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、次の各号に掲げる事業につき、協力を要請することができる。

一・二 (略)

3 国及び都道府県は、離島振興対策実施地域内の無医地区における診療に従事する医師若しくは歯科医師又はこれを補助する看護師の確保その他当該無医地区における医療の確保（当該診療に従事する医師又は歯科医師を派遣する病院に対する助成を含む。）に努めなけ

する助成を含む。)に努めなければならない。

4・5 (略)

6 国及び都道府県は、離島振興対策実施地域における医療を確保するため、市町村が離島振興計画に基づいて第二項各号に掲げる事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

7 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域内の無医地区以外の地区において医療の提供に支障が生じている場合には、必要な医師等の確保、定期的な巡回診療、医療機関の協力体制の整備等により当該地区における医療の充実が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(高齢者の福祉の増進)

第十一条 (略)

(交通の確保)

第十二条 (略)

(情報の流通の円滑化及び通信体系の充実)

第十三条 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域における島民の生活の利便性の向上、産業の振興、医療及び教育の充実等を図るため、情報の流通の円滑化及び高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実について適切な配慮をするものとする。

(農林水産業の振興)

第十四条 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域の特性に即した農林水産業の振興を図るため、生産基盤の強化、地域特産物の開発並びに流通及び消費の増進並びに観光業との連携の推進について適切な配慮をするものとする。

(教育の充実)

なければならない。

4・5 (略)

6 国及び都道府県は、離島振興対策実施地域における医療を確保するため、市町村が第五条第一項の離島振興計画に基づいて第二項各号に掲げる事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

(高齢者の福祉の増進)

第十三条 (略)

(交通の確保)

第十四条 (略)

(情報の流通の円滑化及び通信体系の充実)

第十五条 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域における島民の生活の利便性の向上等を図るため、情報の流通の円滑化及び通信体系の充実について適切な配慮をするものとする。

(教育の充実)

第十五条 (略)

(地域文化の振興)

第十六条 (略)

(地域間交流の促進)

第十七条 国及び地方公共団体は、離島には優れた自然の風景地が存すること、国外の地域と近接していること等の特性があることにかんがみ、国民の離島に対する理解と関心を深めるとともに、離島振興対策実施地域の活性化に資するため、離島振興対策実施地域と国内及び国外の地域との交流の促進について適切な配慮をするものとする。

(農地法等における配慮)

第十八条 国の行政機関の長又は都道府県は、離島振興対策実施地域における農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)、自然公園法(昭和三十一年法律第百六十一号)その他の法律の規定の運用に当たっては、離島振興計画に基づく事業の円滑な実施が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(税制上の措置)

第十九条 国は、第一条の目的の達成に資するため、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の定めるところにより、離島振興対策実施地域の振興に必要な措置を講ずるものとする。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第二十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条の規定により、地方公共団体が、離島振興対策実施地域内において製造の事業、ソフトウェア業若しくは旅館業(下宿営業を除く。)の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取

第十六条 (略)

(地域文化の振興)

第十七条 (略)

(税制上の措置)

第十八条 国は、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の定めるところにより、離島振興対策実施地域の振興に必要な措置を講ずるものとする。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第十九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条の規定により、地方公共団体が、離島振興対策実施地域内において製造の事業の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械

得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかつた場合若しくは離島振興対策実施地域内において畜産業、水産業若しくは薪炭製造業を行う個人について、その事業に対する事業税を課さなかつた場合又はこれらの者について、これらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度（個人の行う畜産業、水産業及び薪炭製造業に対するものにあつては、総務省令で定める期間に係る年度）におけるものに限る。）のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

(国土審議会)

第二十一条 (略)

(政令への委任)

第二十二条 (略)

附 則

2 この法律は、平成二十五年三月三十一日限りその効力を失う。

及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかつた場合若しくは離島振興対策実施地域内において畜産業、水産業若しくは薪炭製造業を行う個人について、その事業に対する事業税を課さなかつた場合又はこれらの者について、これらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度（個人の行う畜産業、水産業及び薪炭製造業に対するものにあつては、総務省令で定める期間に係る年度）におけるものに限る。）のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

(国土審議会)

第二十条 (略)

(政令への委任)

第二十一条 (略)

附 則

2 この法律は、平成十五年三月三十一日限りその効力を失う。

3 第九条第四項及び別表の規定の昭和六十年における適用については、同項中「三分の二」とあるのは「十分の六」と、同表(中)「十分の九・五」とあるのは「十分の八・五」と「十分の七・五」とある

るのは三分の二」と、同表(三)中「百分の九十五」とあるのは百分の八十五(水産業協同組合にあつては、百分の九十五)」と「百分の七十五」とあるのは三分の二(水産業協同組合にあつては、百分の七十五)」と「百分の八十」とあるのは「百分の七十(水産業協同組合にあつては、百分の八十)」と、同表(三)中「四分の三」とあるのは三分の二」と、同表(四)中「百分の九十」とあるのは「百分の八十」と、同表(五)から七までの規定中「三分の二」とあるのは「十分の六」とする。

4 第九条第四項及び別表の規定の昭和六十一年度、平成二年度及び平成四年度における適用については、同項中「三分の二」とあるのは「十分の五・五」と、同表(一)中「十分の九・五」とあるのは「十分の八(国にあつては、十分の八・五)」と「十分の七・五」とあるのは「十分の六(国にあつては、三分の二)」と、同表(二)中「百分の九十五」とあるのは「百分の八十(水産業協同組合にあつては、百分の九十五)」と「百分の七十五」とあるのは「百分の六十(水産業協同組合にあつては、百分の七十五)」と「百分の八十」とあるのは「三分の二(水産業協同組合にあつては、百分の八十)」と、同表(三)中「四分の三」とあるのは「十分の六」と、同表(四)中「百分の九十」とあるのは「百分の七十五(国にあつては、百分の八十)」と、同表(五)から七までの規定中「三分の二」とあるのは「十分の五・五」とする。

5 第九条第四項及び別表の規定の昭和六十一年度から平成二年度までの各年度における適用については、同項中「三分の二」とあるのは「十分の五・五」と、同表(一)特定重要港湾以外の重要港湾の項及び地方港湾の項中「十分の九・五」とあるのは「十分の七・七五(国にあつては、十分の八)」と「十分の七・五」とあるのは「十分の五・七五(国にあつては、十分の六)」と、同表(二)濶灘港の項中「十分の九・五」とあるのは「十分の八(国にあつては、十分の八・五)」と「十分の七・五」とあるのは「十分の六(国にあつては、三分の二)」と、同表(三)中「百分の九十五」とあるのは「百分の八十(水産業協同組合にあつては、百分の九十五)」と「百分の七十五」とあ

3| 国は、当分の間、地方公共団体に対し、~~第七条第五項~~の規定により国がその費用について補助する事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、~~第七条第五項~~の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

4| （略）

5| 前項に定めるもののほか、~~附則第三項~~の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

6| 国は、~~附則第三項~~の規定により地方公共団体に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である事業に係る~~第七条第五項~~の規定による国の補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

7| 地方公共団体が、~~附則第三項~~の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、~~附則第四項及び第五項~~の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

るのは「百分の五十七・五（水産業協同組合にあつては、百分の七十五）」と、「百分の八十」とあるのは「三分の一（水産業協同組合にあつては、百分の八十）」と「同表三中「四分の三」とあるのは「十分の五・七五」と、同表四中「百分の九十」とあるのは「百分の七十五（国にあつては、百分の八十）」と「同表五から七までの規定中「三分の一」とあるのは「十分の五・五」とする。

6| 国は、当分の間、地方公共団体に対し、~~第九条第四項~~の規定により国がその費用について補助する事業で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、~~第九条第四項~~の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助する金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

7| （略）

8| 前項に定めるもののほか、~~附則第六項~~の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

9| 国は、~~附則第六項~~の規定により地方公共団体に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である事業に係る~~第九条第四項~~の規定による国の補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

10| 地方公共団体が、~~附則第六項~~の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、~~附則第七項及び第八項~~の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行つた場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

別表 (第七条関係)

- (一) 港湾法 (昭和二十五年法律第二百十八号) 第四十二条第二項及び第二項、第四十三条第一号から第三号まで並びに第五十二条第一項第一号、第二号、第五号及び第六号に規定する費用について
(表略)
- (二) 漁港漁場整備法 (昭和二十五年法律第百三十七号) 第二十条第一項及び第三項に規定する費用について
(表略)
- (三) 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第五十六条に規定する費用について
(表略)
- (四) 空港整備法 (昭和三十二年法律第八十号) 第六条第一項、第八条第一項及び第四項並びに第九条第一項及び第三項に規定する費用について
(表略)
- (五) 義務教育諸学校施設費国庫負担法 (昭和三十二年法律第八十一号) 第三条第一項に規定する経費について
(表略)
- (六) 児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号) 第五十条第九号及び第五十一条第五号に規定する費用について
(表略)
- (七) 消防施設強化促進法 (昭和二十八年法律第八十七号) 第二条に規定する費用について
(表略)

別表 (第九条関係)

- (一) 港湾法第四十二条第一項及び第二項、第四十三条第一号から第三号まで並びに第五十二条第二項第一号、第二号、第五号及び第六号に規定する費用について
(表略)
- (二) 漁港漁場整備法第二十条第二項及び第三項に規定する費用について
(表略)
- (三) 道路法第五十六条に規定する費用について
(表略)
- (四) 空港整備法第六条第一項、第八条第一項及び第四項並びに第九条第一項及び第三項に規定する費用について
(表略)
- (五) 義務教育諸学校施設費国庫負担法第三条第一項に規定する経費について
(表略)
- (六) 児童福祉法第五十条第九号及び第五十一条第五号に規定する費用について
(表略)
- (七) 消防施設強化促進法第二条に規定する費用について
(表略)